Ｑ１４　月途中で要介護から要支援に変更になった利用者の給付管理票を居宅介護支援事業所で作成する方法

■月途中で要介護状態区分が、要介護から要支援に変更になった利用者がいます。要支援でのサービス利用が無いため、居宅介護支援事業所で給付管理票を作成することになりました。どのような手順で作成すればいいですか。

■Ａｎｓｗｅｒ

以下の手順で作成してください。

（１）　メニュー【業務受付】→【利用者台帳】画面→【介護認定情報】画面で、[編集]ボタンをクリック後、[複写新規]ボタンをクリックし、要支援となった認定情報を登録します。

既に、要支援となった介護認定情報を登録済みの場合には、[編集]ボタンをクリック後、要支援に変更になった履歴の ボタンをクリックし、【介護認定情報　編集】画面の内容を確認してください

適用期間の開始日を、次月の初日に変更します。

※適用開始日を変更することで、該当月に有効な介護保険を要介護のみにします。

～ 次ページへ続く ～

（２）メニュー【月間実績管理】→【サービス利用票・別表】画面で要介護の予定・実績を登録後、介護給付費明細書の介護認定情報を要支援の認定情報に変更します。

※給付管理票は、重い方の要介護状態区分である要介護の認定情報が適用されているので、変更は不要です。

[明細書]ボタン→[編集]ボタンをクリックし、介護認定情報の変更を行い[登録]ボタンのクリックで登録します。

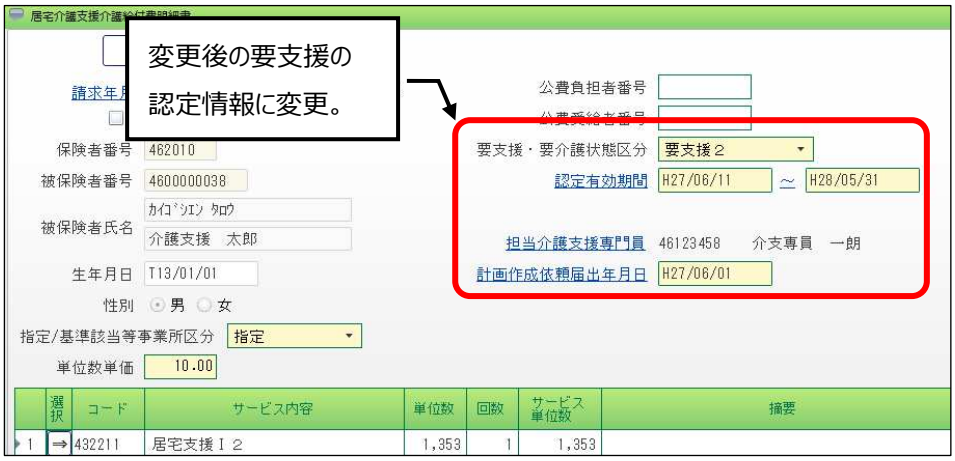

Point !

【利用票・別表】画面を登録しなおすと元の状態に戻ってしまいます。再度、[明細書]ボタンから介護認定情報を登録しなおしてください。